

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年岐阜県条例第29号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、57歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員の昇給について、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第6条第3項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

2 改定の実施時期

この改定は、国の昇給制度の改正を実施するための法律の施行日以後、昇格制度の改正と併せて速やかに実施すること。